

後見制度支援信託・後見支援預金

Q & A

名古屋家庭裁判所

目 次

【信託の概要】

- Q 1 信託とはどのような制度ですか 1

【後見制度支援信託の概要】

- Q 2 後見制度支援信託とはどのような信託ですか 2

【後見支援預金の概要】

- Q 3 後見支援預金とはどのような預金ですか 4

【後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する事案】

- Q 4 どのような事案で後見制度支援信託又は後見支援預金を利用するのですか 5

【後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する場合の手続の流れ】

- Q 5 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する場合の手續の流れはどのようになりますか 6

【信託契約又は支援預金契約の締結後の親族後見人による後見事務】

(一時金交付)

- Q 6 本人に多額の出費を要する事情が生じ、親族後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか 10

(定期交付金額の変更)

- Q 7 本人の施設入所先変更等により日常的な収支状況に変動があり、定期交付金額を変更したい場合はどうすればよいですか 12

(追加信託)

- Q 8 本人に臨時の収入があったり、黒字分が貯まったりして、親族後見人の手元で管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか 13

(信託契約又は支援預金契約の解約)

- Q 9 本人を自宅で介護することになり、信託財産の全てをリフォーム代金に充てる必要が生じたので、信託契約又は支援預金契約を解約したいのですが、どうすればよいですか 15

(家庭裁判所による後見監督)

- Q 10 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用した場合、家庭裁判所の後見監督はどうなりますか 16

(後見が終了した場合)

- Q 11 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用した場合、本人が死亡して後見が終了したときは、どのような手續をする必要がありますか 17

【信託の概要】

Q 1 信託とはどのような制度ですか。

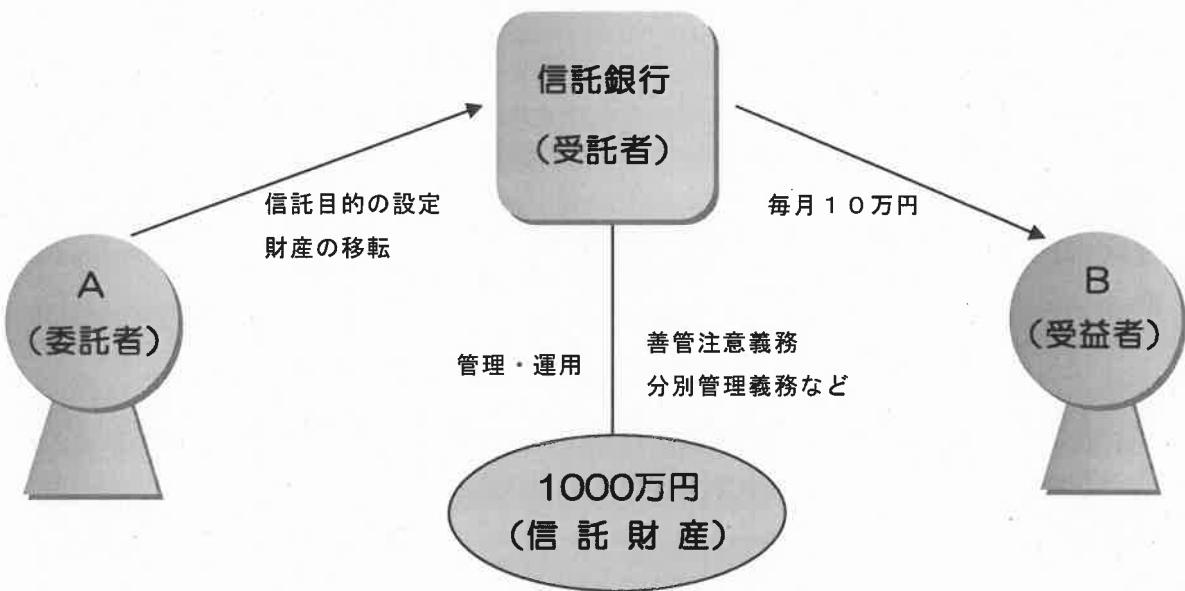
A 信託は、ある人（委託者）が自分の財産を信頼できる人（受託者）に移転させ、受託者が、一定の目的に従って、ある人（受益者）のために、引き渡された財産を管理・運用する仕組みのことです。

（具体例）

Aさんが、自分の退職金1000万円を、毎月10万円ずつ孫のBさんに送金するように指示して信託銀行に譲渡し、信託銀行が、譲渡された1000万円を管理・運用しつつ、Aさんの指示どおり毎月10万円ずつをBさんに送金する場合がこれに当たります。

この場合、Aさんを委託者、信託銀行を受託者、Bさんを受益者といい、Aさんが信託銀行に譲渡した1000万円を信託財産といいます。

【信託の仕組み（具体例のイメージ）】



○ 信託

信託とは、委託者が、信託契約などによって受託者に財産を移転し、受託者が、信託契約などで定められた目的に従い、受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などを行う制度です。

後見制度支援信託においては、ご本人が委託者と受益者を兼ねることになり、信託銀行等が受託者となります。後見人（原則として専門職）は、ご本人の代理人として、信託銀行等との間で信託契約を締結します。

【後見制度支援信託の概要】

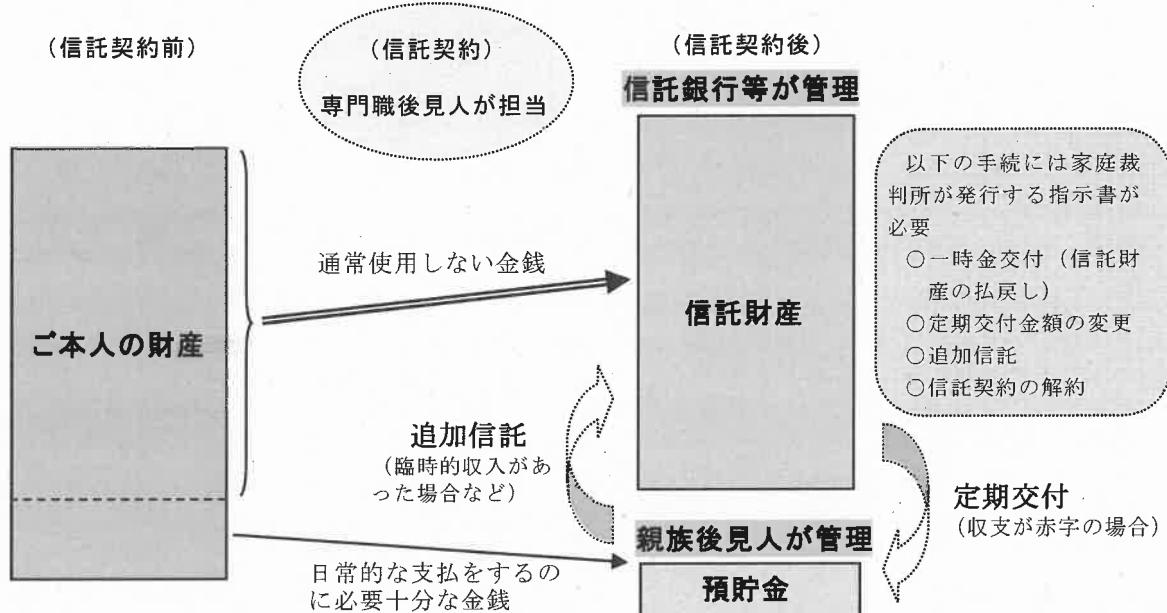
Q 2 後見制度支援信託とはどのような信託ですか。

A 後見制度支援信託(※)は、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な金銭を預貯金等として親族の後見人（以下「親族後見人」といいます。）が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要になりますので、ご本人の財産が適切に管理・利用されるようになります。

※ 本信託に係る契約は、元本補てん付きの指定金銭信託の約款に後見制度支援信託特有の約定（特約）が付されたものです。

＜後見制度支援信託の仕組み（イメージ）＞



1 後見制度支援信託を利用できる類型

成年後見と未成年後見において後見制度支援信託を利用することができます（このQ&Aでは成年後見を前提に説明します。）。

保佐、補助及び任意後見では利用できません。

2 後見制度支援信託の対象財産

後見制度支援信託において信託することができる財産は金銭のみです。

(1) 不動産等の取扱い

不動産・動産はそのまま信託することはできませんし、後見制度支援信託を利用する目的として売却することは想定されていません。

(2) 株式等の金融商品の取扱い

株式、投資信託、国債等の金融商品については、売却・換金した場合は信託の対象財産とすることができますが、ご本人の財産の現状を大きく変更することになるため、個

別の事案ごとに売却・換金するかどうかを検討します。

3 信託財産の管理

(1) 後見制度支援信託の特徴

後見制度支援信託は、ご本人の財産を保護して生活の安定を図ることを目的とする信託です。

信託銀行等に信託した財産は、信託銀行等が元々持っている財産とは区別して扱われます（信託財産の独立性）。そのため、万が一信託銀行等が倒産しても、信託財産が信託銀行等の借金を返すために使われることはありません。

また、信託銀行等は、金融機関に通常期待される注意義務を尽くした上で信託財産を管理しなければならないとされています。

さらに、後見制度支援信託では、信託財産の運用によって元本割れが生じた場合には、信託銀行等は、元本を補てんしなければなりません。

もっとも、運用により元本割れが生じた状態で、信託銀行等が倒産した場合、信託銀行等が元本を補てんすることができないときがあります。この場合でも、預金保険制度により元本1000万円までは保護されることになっています。

(2) 信託にかかる費用

信託銀行等には、ご本人の信託財産から報酬が支払われます。報酬の仕組みや金額は、信託銀行等によって異なりますので、詳しい内容については、信託銀行等にお問い合わせください。

なお、後見制度支援信託を利用して信託した財産は、元本補てん契約の付された指定金銭信託で安定的に運用され、予定配当率に基づいて配当が行われます。投資を前提とした信託のように高い配当が見込めるものではありません。

4 利用可能な信託銀行等

後見制度支援信託は、信託銀行等により提供されています。信託契約の締結に当たっては、全ての信託銀行等において、電話による問い合わせや、郵送による申込み、信託財産の振込による送金といった対応が可能とされているため、お近くに信託銀行等がなくても、後見制度支援信託を利用できます。

5 後見制度支援信託を利用する必要性

家庭裁判所は、後見人がご本人の身上に配慮しながら適正に後見事務を行っているかを監督しますが、それだけではなく、ご本人に一定の財産がある場合や、多額の金銭を受け取る予定がある場合には、ご本人の権利・利益を守るために、親族後見人による不正行為を未然に防止して、ご本人の財産が適切に利用・管理されるようにする必要があります。

後見制度支援信託は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つであり、全ての事件について利用されるわけではありません。

ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律や福祉の専門職を後見人又は後見監督人に選任し、財産の管理や親族後見人の監督をしてもらうことなどが考えられます。

【後見支援預金の概要】

Q 3 後見支援預金とはどのような預金ですか。

A 後見支援預金は、後見制度支援信託に並立・代替する金融商品であり、親族後見人による不正行為を未然に防止し、ご本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための方法の一つです。

後見制度支援信託と同様に、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見支援預金として預金する仕組みであり、預金を払い戻したり、預金契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

後見支援預金の特徴（後見信託との違い）

後見支援預金は、後見制度支援信託に並立・代替する金融商品であるため、その仕組みや手続等は後見制度支援信託とほぼ同様です。Q 2 の内容をご参考ください。

後見制度支援信託と大きく異なる点は、(1)後見支援預金の契約締結の手続について、専門職の後見人を関与させないで、親族後見人自身が単独で契約締結を行う場合もあること、(2)後見支援預金を取り扱う金融機関の窓口が、後見制度支援信託を利用する場合と比較して、より身近にあることです。

【後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する事案】

Q 4 どのような事案で後見制度支援信託又は後見支援預金を利用するのですか。

A 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する事案は、次のとおり決められます。

まず、後見事務に専門的な知識や経験が必要であったり、親族間に争いがあつたりするような事案については、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人に選任し、後見制度支援信託又は後見支援預金は利用しません。)

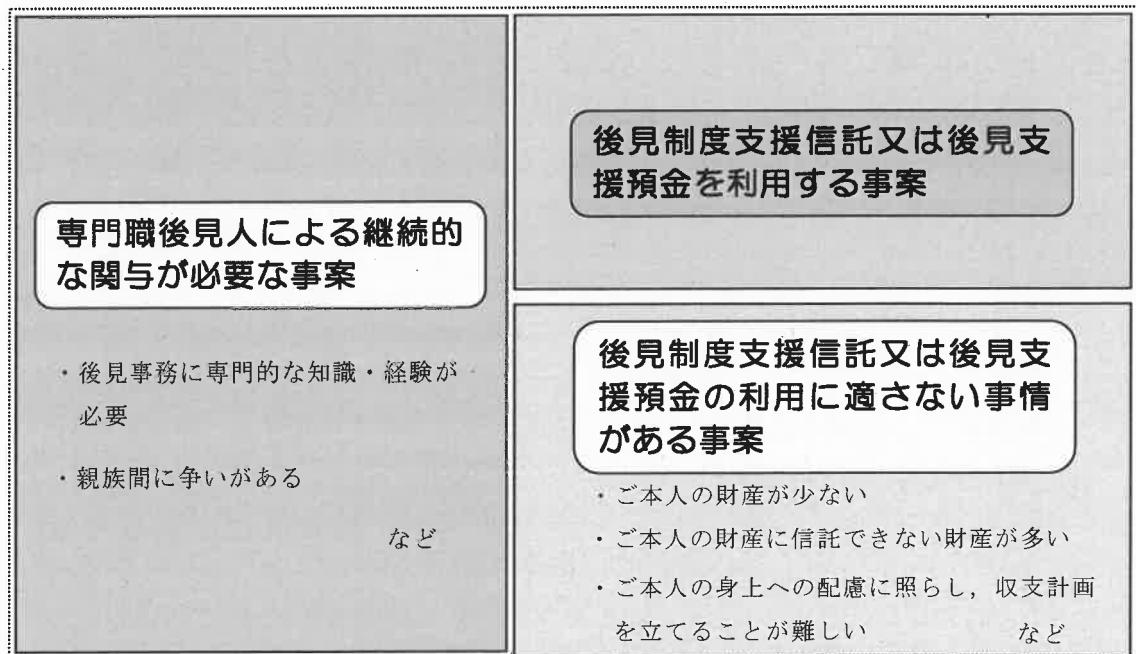
また、家庭裁判所や専門職の後見人（以下「専門職後見人」といいます。）による検討の結果、例えば、ご本人の財産が少ない場合や、株式等の信託できない財産が多い場合、ご本人の身上への配慮（病状、生活状況等）に照らし、収支計画を立てることが難しい場合など、後見制度支援信託又は後見支援預金の利用に適さない事情がある事案についても、後見制度支援信託又は後見支援預金を利用することはできません。

それ以外の事案において、後見制度支援信託又は後見支援預金を利用することがあります。

（後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する事案の例）

施設入所中のご本人の財産を管理するためにご本人の子（後見人候補者）から申し立てられた後見開始事件であり、ご本人の財産が預貯金3000万円のみで（財産に関する遺言なし）、信託契約又は支援預金契約の締結後に、安心して後見事務を任せることができる親族がいる事案

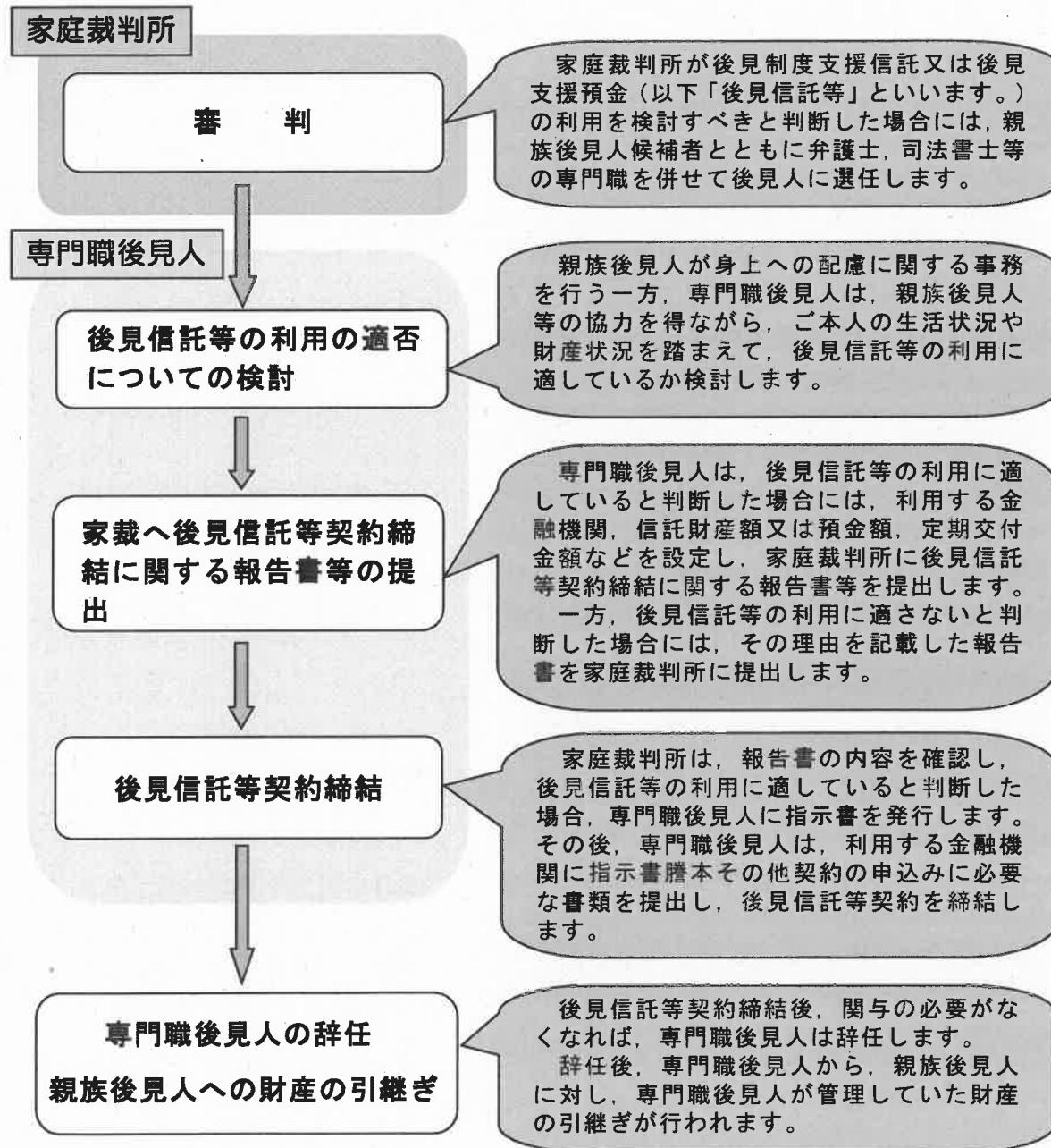
○ 後見事件の事案の分類（イメージ）



【後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する場合の手続の流れ】

Q 5 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用する場合の手続の流れはどのようになりますか。

A 一般的な手続の流れは次のとおりです(親族と専門職の複数後見人の場合)。



1 審判（家庭裁判所）

家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合には、原則として、弁護士、司法書士等の専門職を後見人に選任します。また、後見支援預金の利用を検討すべきと判断した場合にも、専門職を後見人に選任することができます。

専門職を後見人に選任するのは、後見制度支援信託又は後見支援預金を利用するかどうか

かについて意見を言ったり、①信託する財産の額(信託財産額)又は支援預金の預入金額、②親族後見人が日常的な支出に充てるための額(定期交付金額)などを決めたりするには、財産の調査・管理や後見制度支援信託又は後見支援預金の契約に関する専門的な知識や経験が必要であるためです。

専門職の関与の方法としては主に次のものがあり、事案に適した方法が選択されます。

(1) 親族と専門職を後見人に選任する方法

当初から親族と専門職を後見人に選任する方法です。専門職後見人が後見制度支援信託又は後見支援預金の契約を締結した後に辞任して、その後は親族後見人のみで後見事務を行います。

一般的には、親族後見人が身上への配慮に関する事務を、専門職後見人が財産の管理に関する事務を、それぞれ分担して行います。

(2) 当初専門職のみを後見人に選任し、親族が引き継ぐ方法

当初は専門職のみを後見人に選任し、専門職後見人が後見制度支援信託又は後見支援預金の契約を締結した後に辞任し、新たに選任される親族後見人が後見事務を引き継ぐ方法です。

(3) 専門職後見人を関与させないで、親族後見人のみを選任する方法

後見支援預金の利用が相当であると判断される場合、財産状況等によっては専門職後見人を選任しないこともあります。この場合は、親族後見人自身が後見支援預金の契約締結の手続を行うことになります。なお、専門職後見人を関与させるかどうかについては、裁判所の判断によります。

親族後見人自身が後見支援預金契約の締結を行う手続等については、下記7をご覧ください。

2 親族後見人が行う後見事務（上記1(3)を除く。）

- (1) 親族後見人は、ご本人の身上への配慮に関する事務を行います。身上への配慮に関する事務の中には、費用の支払が必要なものもありますので、ご本人の財産を管理する専門職後見人と相談しながら進めてください。
- (2) 専門職後見人が後見制度支援信託又は後見支援預金の利用に適しているかどうかを検討するに当たって、親族後見人に対し、ご本人の生活や財産・収支の状況、後見制度支援信託又は後見支援預金の契約の内容等について相談することが考えられますので、ご協力ください。

(※ 3～5は専門職後見人の職務内容に関する説明です。)

3 後見制度支援信託又は後見支援預金の利用の適否についての検討（専門職後見人）

- (1) 専門職後見人は、親族後見人等の協力を得ながら、ご本人の生活状況や財産状況の調査を行い、財産目録や収支予定表を作成し、把握した生活状況や財産状況を踏まえて、後見制度支援信託又は後見支援預金の利用に適しているかどうかを検討します。
- (2) 専門職後見人は、後見制度支援信託又は後見支援預金の利用に適していると判断した場合には、利用する金融機関を選び、信託財産額又は支援預金の預入金額や定期交付金額等を決めた上で、家庭裁判所に後見制度支援信託又は後見支援預金契約を締結することなどを書いた報告書を提出します（詳しくは下記4をご覧ください。）。
- (3) 一方、専門職後見人が、後見制度支援信託又は後見支援預金の利用に適していないと判断した場合は、家庭裁判所はその理由を聴いて再検討します。

4 家庭裁判所への後見制度支援信託又は後見支援預金の契約締結に関する報告書等の提出 (専門職後見人)

(1) 信託財産額又は支援預金の預入金額の設定

専門職後見人が以下の事項を検討して報告書を提出し、家庭裁判所が、その内容を確認し、後見制度支援信託又は後見支援預金の利用に適しているかを最終的に判断します。

ア 親族後見人が管理する預貯金額

入所施設の毎月の費用や日々の生活費は、親族後見人が管理する預貯金口座に振り込まれる年金等の収入や定期交付金額で賄えるようになります。そのため、専門職後見人は、親族後見人が管理する預貯金口座には、基本的には後見事務の必要経費（専門職後見人に対する報酬見込み額も含まれます。）やご本人に関する臨時の出費（冠婚葬祭費、旅費、交際費、高額でない医療費など）にある程度対応できる金額を残すよう検討します。

なお、預貯金口座は、親族後見人が管理しやすいように、可能な限りまとめることができます。

イ 信託財産額又は支援預金の預入金額

信託財産額又は支援預金の預入金額は、信託又は預金することができる財産額から、親族後見人が手元で管理する預貯金額を除いた額となります。

ウ 定期交付

ご本人の収入よりも支出が多くなることが見込まれる場合には、信託財産又は支援預金から必要な金額が定期的に送金されるようにすることができます。

定期交付金額は、専門職後見人が收支予定表における赤字額を踏まえて検討します。

定期交付の間隔（1・2・3・6か月に1度）は、専門職後見人が、親族後見人が手元で管理する預貯金額と毎月の收支の不足額とのバランスや収入の間隔などを踏まえて検討します。

エ 追加信託又は追加預入することが相当な時期

收支予定表において、収支が黒字になることが見込まれる場合や、ある時期にまとまった収入があることが確実な場合には、親族後見人が手元で管理する預貯金額が多額になります。預貯金額が多額になる見込みの時期については、専門職後見人が、追加信託又は追加預入することが相当な時期として、家庭裁判所に対して意見を述べることができます。

オ 金融機関の選択

専門職後見人が、各金融機関のパンフレットなどを参考に、必要に応じて親族後見人等の意見も踏まえて、利用する金融機関を選択します。

(2) 家庭裁判所への後見制度支援信託又は後見支援預金の契約締結に関する報告書等の提出

専門職後見人が家庭裁判所に後見制度支援信託又は後見支援預金の契約締結に関する報告書を提出します。

専門職後見人が、後見制度支援信託又は後見支援預金の利用について検討するのに要する期間は、いろいろな事情によって異なります。また、専門職後見人に保険金受領や遺産分割等の課題がある場合には、課題が解決した後に報告書が提出されます。

5 後見制度支援信託又は後見支援預金の契約締結（専門職後見人）

家庭裁判所は、速やかに報告書の内容を確認し、専門職後見人に指示書を発行します。専門職後見人は、家庭裁判所による指示の日から3週間以内に、利用する金融機関に指

示書謄本等を提出して後見制度支援信託又は後見支援預金の契約を申し込みます。契約を締結した後は家庭裁判所に速やかに契約書の写し等を提出します。

6 専門職後見人の辞任、親族後見人への財産の引継ぎ（専門職後見人）

(1) 専門職後見人の辞任

後見制度支援信託又は後見支援預金の契約締結後、専門職後見人による関与の必要がなくなれば、専門職後見人は、報酬付与の審判を申し立て、家庭裁判所の許可を得て辞任します。

(2) 専門職後見人に対する報酬付与

専門職後見人に対する報酬付与の審判がされると、ご本人の財産（親族後見人が手元で管理する預貯金）から専門職後見人に対する報酬が支払われます。

専門職後見人に対する報酬額は、家庭裁判所が、専門職後見人の行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。

(3) 親族後見人への管理財産の引継ぎ

専門職後見人から、親族後見人に対し、専門職後見人が管理していた財産の引継ぎが行われますので、親族後見人はそれらを引き継いだ旨の後見事務報告書を家庭裁判所に提出してください。

7 専門職後見人を関与させないで、親族後見人自身が行う後見支援預金の契約締結

専門職後見人を関与させないで、親族後見人自身が後見支援預金の契約締結を行う場合の手続は、次のとおりとなります。

- (1) 親族後見人は、ご本人の生活状況や財産状況の調査を行い、財産目録や収支予定表を作成し、家庭裁判所へ後見等事務報告書等を提出します。
- (2) 家庭裁判所は、親族後見人から提出された後見等事務報告書等を確認し、報告内容に問題がないと判断した場合は、親族後見人に対して、後見支援預金の利用を促します。
- (3) 親族後見人は、後見支援預金を利用する金融機関を選び、支援預金の預入額や定期交付金額等を決めた上で、家庭裁判所に後見支援預金契約を締結することなどを記載した報告書（別紙様式5）を提出します。
- (4) 家庭裁判所は、親族後見人から提出された報告書の内容をすみやかに確認し、報告書に後見支援預金の契約締結を指示することを追加で記載した指示書を作成した上で、親族後見人に対して指示書謄本を交付します。
- (5) 親族後見人は、家庭裁判所による指示の日から3週間以内に、利用する金融機関に指示書謄本等を提出して後見支援預金契約を申し込みます。
- (6) 後見支援預金契約を締結した後、親族後見人は家庭裁判所へすみやかに契約書の写し、後見支援預金の通帳及びその余の預貯金通帳の写しを提出します。

【後見制度支援信託又は後見支援預金の契約締結後の親族後見人による後見事務】 (一時金交付)

Q 6 本人に多額の出費を要する事情が生じ、親族後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか。

A 親族後見人が手元で管理する預貯金の額は、予定外の支出の必要が生じた場合でも直ちに支払に困ることがないよう考慮して決められているはずですが、それでは足りないほどの多額の臨時出費を要する場合や、予定収支を超える出費が重なったことにより目減りした際の補てんが必要になる場合は、報告書(一時金交付用)に必要な金額とその理由を記載し、裏付け資料とともに家庭裁判所に提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容を点検し、一時金交付が必要であると判断すれば指示書を発行しますので、指示書謄本を金融機関に提出し、一時金の交付を請求してください。

○ 一時金交付

親族後見人は、後見制度支援信託又は後見支援預金の契約の締結後、ご本人について予定外の事情が生じて、多額の臨時出費が必要になり、手元で管理する預貯金のみでは賄えない場合は、家庭裁判所に一時金交付に関する報告書及び裏付け資料を提出し、家庭裁判所から指示書の発行を受け、指示書謄本を金融機関に提出し、一時金の交付を請求することができます。

なお、予定外の事情が生じたとしても、臨時出費が少額にとどまる場合は、親族後見人が手元で管理する預貯金で対応できると考えられます。したがって、一時金交付が必要になるのは、一度に手元で管理する預貯金額を超える多額の出費を要する場合や、予定収支を超える出費が重なって目減りした際の補てんが必要になる場合などでしょう。

(1) 報告書

家庭裁判所が用意する定型書式（後見制度支援信託は別紙様式1、後見支援預金は別紙様式6）をお使いください。

(2) 添付資料

- ア 交付請求額及び交付の理由を裏付ける書類（ご本人を自宅で介護するためのリフォームに関する見積書など）
- イ 後見制度支援信託の通帳の写し（信託銀行等から受領した直近の信託財産状況報告書）又は後見支援預金の通帳の写し
- ウ 親族後見人が手元で管理している預貯金通帳の写し

(3) 指示書

- ア 指示書は、親族後見人が提出した報告書に、家庭裁判所が指示することを追加で記載する形になります。
- イ 家庭裁判所は、報告書が提出されたら、できるだけ速やかに処理し、指示書謄本を交付します。

(4) 家庭裁判所による指示の日から指示書謄本の提出までの期限

請求期限は家庭裁判所による指示の日から3週間以内となっていますので、それまでに金融機関に指示書謄本を提出し、一時金交付の請求をしてください。

(5) 指示書謄本の提出から一時金交付までの期間

各金融機関が速やかに処理するものと思われますが、期間や手續は金融機関によって異なることがありますので、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(6) 解約手数料

金融機関によっては、一時金交付の場合に解約手数料がかかることがあります。

(定期交付金額の変更)

Q 7 本人の施設入所先変更等により日常的な収支状況に変動があり、定期交付金額を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 報告書（定期交付金額の変更用）に変更前及び変更後の金額とその理由を記載し、裏付け資料とともに家庭裁判所に提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容を点検し、定期交付金額の変更が必要であると判断すれば指示書を発行しますので、指示書謄本を金融機関に提出し、定期交付金額の変更を申し出てください。

○ 定期交付金額（信託財産の交付金額）の変更

親族後見人は、ご本人の日常的な収支状況に大きな変動があり、定期交付金額を変更する必要がある場合は、家庭裁判所に定期交付金額の変更に関する報告書及び裏付け資料を提出し、家庭裁判所から指示書の発行を受け、指示書謄本を金融機関に提出し、定期交付金額の変更を申し出ることができます。

(1) 報告書

家庭裁判所が用意する定型書式（後見制度支援信託は別紙様式2、後見支援預金は別紙様式7）をお使いください。

(2) 添付資料

- ア 変更の理由を裏付ける書類（例：施設利用料が変更になった場合の施設利用料の領収書、契約書等）
- イ 後見制度支援信託の通帳の写し（信託銀行等から受領した直近の信託財産状況報告書）又は後見支援預金の通帳の写し
- ウ 親族後見人が手元で管理している預貯金通帳の写し

(3) 指示書

- ア 指示書は、親族後見人が提出した報告書に、家庭裁判所が指示することを追加で記載する形になります。
- イ 家庭裁判所は、報告書が提出されたら、できるだけ速やかに処理し、指示書謄本を交付します。

(4) 家庭裁判所による指示の日から指示書謄本の提出までの期限

申出期限は家庭裁判所による指示の日から3週間以内となっていますので、それまでに金融機関に指示書謄本を提出し、定期交付金額の変更の申出をしてください。

(5) 指示書謄本の提出から定期交付金額の変更までの期間

各金融機関が速やかに処理するものと思われますが、期間や手続は金融機関によって異なることがありますので、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(追加信託又は追加預入)

Q 8 本人に臨時的収入があったり、黒字分が貯まったりして、親族後見人の手元で管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか。

A ご本人にまとまった収入があって、親族後見人が管理している預貯金が一定の額になった場合は、自主的に、報告書（追加信託用又は追加預入用）に追加信託財産額又は追加預入金額を記載し、裏付け資料とともに家庭裁判所に提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容を点検し、追加信託又は追加預入が必要であると判断すれば指示書を発行しますので、指示書謄本を信託銀行等に提出し、追加信託又は追加預入を申し出してください。

なお、親族後見人が管理する預貯金が一定の額になることが見込まれる時期になっても、親族後見人から自主的な追加信託又は追加預入に関する報告がない場合には、家庭裁判所が親族後見人に追加信託又は追加預入に関する報告を求めます。

○ 追加信託又は追加預入

親族後見人は、相続や保険等により本人について臨時的な収入を得たり、ご本人の收支の黒字分が貯まったりして、管理する金額が多額になった場合は、家庭裁判所に信託財産又は支援預金へ金銭を追加すること（追加信託又は追加預入）に関する報告書及び裏付け資料を提出し、家庭裁判所から指示書の発行を受け、指示書謄本を金融機関に提出し、追加信託又は追加預入を申し出ることができます。

(1) 自主的な報告

専門職後見人の意見を踏まえて家庭裁判所が定めた追加信託又は追加預入するが相当な時期（8頁参照）に、自主的に追加信託又は追加預入に関する報告書を提出してください。

その時期になっても、親族後見人から自主的な追加信託又は追加預入に関する報告がない場合には、家庭裁判所は、財産管理の状況に関する報告を求め、追加信託又は追加預入の必要があると判断すれば、親族後見人に追加信託又は追加預入に関する報告を求めます。

(2) 報告書

家庭裁判所が用意する定型書式（後見制度支援信託は別紙様式3、後見支援預金は別紙様式8）をお使いください。

(3) 添付書類

親族後見人が手元で管理している預貯金通帳の写し

(4) 指示書

ア 指示書は、親族後見人が提出した報告書に、家庭裁判所が指示することを追加で記載する形になります。

イ 家庭裁判所は、報告書が提出されたら、できるだけ速やかに処理し、指示書謄本を交付します。

(5) 家庭裁判所による指示の日から指示書謄本の提出までの期限

申出期限は家庭裁判所による指示の日から3週間以内となっていますので、それまで

に金融機関に指示書謄本を提出し、追加信託又は追加預入の申出をしてください。

(6) 指示書謄本の提出から追加信託又は追加預入までの期間

各金融機関が速やかに処理するものと思われますが、期間や手続は金融機関によって異なることがありますので、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(後見制度支援信託又は後見支援預金契約の解約)

Q 9 本人を自宅で介護することになり、信託財産又は支援預金の全てをリフォーム代金に充てる必要が生じたので、信託契約又は支援預金契約を解約したいのですが、どうすればよいですか。

A 報告書（解約用）に解約の理由を記載し、裏付け資料とともに提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容を点検し、解約が必要であると判断すれば指示書を発行しますので、指示書謄本を金融機関に提出し、信託契約又は支援預金契約の解約を申し出てください。

○ 信託契約又は支援預金契約の解約

ご本人を自宅で介護するために大規模なリフォームが必要になった場合のように、信託契約又は支援預金契約を解約する必要がある場合は、家庭裁判所に信託契約又は支援預金契約の解約に関する報告書及び裏付け資料を提出し、家庭裁判所から指示書の発行を受け、指示書謄本を金融機関に提出し、信託契約又は支援預金契約の解約を申し出ることができます。

(1) 報告書

家庭裁判所が用意する定型書式（後見制度支援信託は別紙様式4、後見支援預金は別紙様式9）をお使いください。

(2) 添付資料

- ア 解約の理由を裏付ける書類
- イ 後見制度支援信託の通帳の写し（信託銀行等から受領した直近の信託財産状況報告書）又は後見支援預金の通帳の写し
- ウ 親族後見人が手元で管理している預貯金通帳の写し

(3) 指示書

- ア 指示書は、親族後見人が提出した報告書に、家庭裁判所が指示することを追加で記載する形になります。
- イ 家庭裁判所は、報告書が提出されたら、できるだけ速やかに処理し、指示書謄本を交付します。

(4) 家庭裁判所による指示の日から指示書謄本の提出までの期限

申出期限は家庭裁判所による指示の日から3週間以内となっていますので、それまでに金融機関に指示書謄本を提出し、信託契約又は支援預金契約の解約の申出をしてください。

(5) 指示書謄本の提出から信託契約の解約までの期間

各金融機関が速やかに処理するものと思われますが、期間や手続は金融機関によって異なることがありますので、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(6) 解約手数料

金融機関によっては、解約する場合に解約手数料がかかることがあります。

(家庭裁判所による後見監督)

Q10 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用した場合、家庭裁判所の後見監督はどうなりますか。

A 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用した場合であっても、家庭裁判所は、親族後見人が、ご本人の身上に配慮しながら適正に後見事務を行っているかについて、必要な監督を行います。

家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書や金融機関から送付される報告書や明細書等を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

○ 家庭裁判所の後見監督

後見人は、ご本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態や生活の状況に配慮しながら、後見事務を行わなければならぬとされています。家庭裁判所は、後見人に対し、後見事務報告書の提出を求めるなどして、後見人がご本人の身上に配慮しながら適正に後見事務を行っているかを監督しています。もし、後見人の不正行為が判明した場合には、速やかに後見人を解任して新しい後見人を選任するなどし、ご本人のために正常な後見人業務が円滑に行われるよう努めています。

後見制度支援信託又は後見支援預金を利用した場合でも、この点に変わりはありません。家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書や金融機関から送付される報告書や明細書等を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活状況を定期的に記録するようにしておいてください。

(後見が終了した場合)

Q11 後見制度支援信託又は後見支援預金を利用した場合、本人が死亡して後見が終了したときは、どのような手続をする必要がありますか。

A ご本人がお亡くなりになって後見が終了したら、ご本人がお亡くなりになつた事実を家庭裁判所に速やかに連絡してください。

そして、2か月以内に管理していた財産の収支を計算して、ご本人の財産と信託財産又は支援預金に関する書類を相続人に引き渡し、家庭裁判所に後見事務終了の報告をしてください。

また、ご利用の金融機関にも速やかに連絡してください。金融機関は、親族後見人からの連絡に基づき定期交付を終了し、必要な清算手続等を行った後、信託財産又は支援預金を相続人に支払うことになります。金融機関への連絡を怠り、定期交付金を手元の預貯金口座で受領し続けた場合には、不正行為とみなされる可能性がありますので、注意してください。

さらに、法務局に終了の登記申請もしてください。

※ 金融機関によっては、手数料がかかることがあります。

1 後見の終了

ご本人がお亡くなりになった場合のほか、ご本人について判断能力が回復し、後見開始審判の取消審判が確定したときに後見が終了します。

2 家庭裁判所に対する連絡、ご本人の財産の引渡し等

ご本人がお亡くなりになった場合は、まず、家庭裁判所に、ご本人の死亡事実が記載された戸籍謄本（除籍謄本）又は死亡診断書のコピーを添付して、ご本人が死亡したことを見せてください。そして、死亡から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、親族後見人が管理していたご本人の財産と信託財産又は支援預金に関する書類を相続人に引き渡し、家庭裁判所に後見事務終了の報告をしてください。

ご本人について後見開始審判の取消審判が確定した場合は、確定から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、管理財産をご本人に引き継いでください。

3 金融機関に対する連絡、財産の支払

後見が終了したら、金融機関に速やかに連絡してください。金融機関は、親族後見人からの連絡に基づき定期交付を終了し、必要な清算手続等を行った後、信託財産又は支援預金をご本人の相続人に支払うことになります（※）。

親族後見人が、金融機関への連絡を怠り、定期交付金を手元の預貯金口座で受領し続けた場合には、不正行為とみなされる可能性がありますので、注意してください。

※ 相続人が複数ある場合は、遺産分割協議書等の提出を求められることがあるなど、金融機関によって、必要とされる書類が異なります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

4 法務局に対する終了の登記申請

後見が終了したら、法務局に終了の登記申請をしてください。